

令和8年度

山梨県私立高等学校等奨学給付金のお知らせ

この給付金は、私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまの授業料以外の教育費（教科書代、教材費、入学学用品費等）の負担を軽減する返済不要の給付金です。授業料に充てる「就学支援金」とは別の制度です。それぞれの制度で年度ごとに申請が必要ですので、対象となる場合は期限までに申請をお願いします。

山 梨 県

【支給要件】

令和8年7月1日(基準日)現在で、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等で、山梨県内に住所を有している方
- 2 私立の高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援金の対象の方
- 3 次のいずれかに該当する世帯
 - (1) 生活保護(生業扶助)を受給している世帯
 - (2) 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯
 - (3) 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満の世帯
 - (4) 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯

注) ア 1及び2の「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

- ※ 特別支援学校の高等部及び専攻科に在学されている方
- ※ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)

- イ 給付の決定にあたっては、就学支援金等の支給決定等を確認します。
- ウ 今年度入学以前に高等学校等に在学期間がある方については、修得単位数等を確認させてもらうことがあります。
- エ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。
- オ 7月以降10月末日までに入学する高校生等については、基準日をその入学日として読み替えたうえで、1から3の要件に該当する方が対象となります。
- カ 保護者等が山梨県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

【対象経費】

授業料以外の教育に必要な経費

※教科書代、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費等

【 給付金の支給額等 】

対象高校生等一人当たりの支給額（年額／年1回支給）

＜通算3回（定時制・通信制は4回。高等学校等専攻科は2回）が上限＞

世帯区分		世帯年収目安	学校区分	支給額（年額）
①	生活保護世帯の高校生等	270万円未満	全日制	52,600円
②	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯の高校生等		全日制	152,000円
			通信制	52,100円
③	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が105,500円未満の世帯の高校生等	270万円～ 380万円未満	全日制	50,670円
			通信制	17,370円
④	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が182,500円未満の世帯の高校生等	380万円～ 490万円未満	全日制	38,000円
			通信制	13,030円

※世帯年収は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の目安です。実際の判定は 県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額で行います。

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒（R8 新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象です。

【 申請手続 】

県への提出期限は、2回あります。

○第1回目提出期限：令和8年9月1日(火) ＜消印有効＞

できるだけ、この〆切に間に合うように提出をお願いします。

○第2回目提出期限(最終)：令和8年11月2日(月) ＜消印有効＞

1回目の提出に間に合わなかった方

7月～10月入学の方(基準日が「入学日」となりますのでご注意ください。)

山梨県内の高等学校等に在籍している場合は、学校を經由して県へ提出することになりますので、〆切日は学校の指示に従ってください。

※在籍高等学校等が「山梨県内」と「山梨県外」で提出書類・提出方法が異なりますので、それぞれ確認のうえ、提出してください。

山梨県内の高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」または委任状(第4号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、在学する学校へ提出してください。

提出期限については、学校の指示に従ってください。

1 次の世帯区分ごとに必要な書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯(申請書第1号様式(その1)に添付)

令和8年7月1日現在の生業扶助の受給を確認できる生活保護受給証明書(別紙様式)又は保護の実施機関が発行している生活保護受給証明書

(2) 上記の(1)以外の世帯((3)を除く。)

次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

22ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。

なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください。)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を証明する書類(申請書第1号様式(その1)、(その3)に添付)

ア 保護者等全員の令和8年度の課税証明書等(令和7年中の所得に基づくもの)

(3) その他留意事項

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、扶養誓約書又は生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人の健康保険証等のコピー)

2 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し(委任状を提出する場合は必要ありません。)

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

3 委任状(第4号様式)(授業料以外の学校徴収金と相殺を希望する場合)

山梨県以外の私立高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、山梨県(まなび支援課)に提出してください。

1 次の世帯区分ごとに必要な書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯(申請書第1号様式(その1)に添付)

令和8年7月1日現在の生業扶助の受給を確認できる生活保護受給証明書(別紙様式)又は保護の実施機関が発行している生活保護受給証明書

(2) 上記の(1)以外の世帯((3)を除く。)

次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

22ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。

なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください。)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を証明する書類(申請書第1号様式(その1)に添付)

ア 保護者等全員の令和8年度の課税証明書等(令和7年中の所得に基づくもの)

(3) その他留意事項

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、扶養誓約書又は生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人の健康保険証等のコピー)

2 在学証明書(第5号様式)

令和8年7月1日以降の証明

※在籍する高等学校等に証明してもらってください。

※学校指定の既存の在学証明書の様式でも可能。

3 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し

金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

【提出先】※持参又は追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号本館2階

山梨県総合県民支援局 まなび支援課 私学振興担当 宛

【 受給資格の認定 】

1回目提出期限までの提出者：令和8年11月に、認定結果を申請者にお知らせする予定。

2回目提出期限までの提出者：令和8年12月に、認定結果を申請者にお知らせする予定。

(事務の都合上、お知らせの期日が前後する場合があります)

注) ア 基準日に対象高校生等が休学している場合

- ・ 11月末までの間に在籍する高等学校等が発行する証明書の提出等により、復学の有無を確認したうえで、受給資格の認定を行います(提出期限までの申請書等の提出が必要)。
- ・ 11月末までに復学を確認できない場合は、今年度の給付金は不支給となります。
- ・ 復学時期によって受給資格の認定が遅れることがあります。

イ 年度途中の転入者から申請書の提出があった場合は、当該年度に給付金の支給を受けていないことの有無を確認したうえで、給付の決定を行います。

【 給付金の支給 】

※申請者の口座に年額を一括で振り込みます。

1回目提出期限までの提出者

：令和8年12月上旬頃に指定口座に振り込む予定。

2回目提出期限までの提出者

：令和8年12月下旬頃に指定口座に振り込む予定。

(事務の都合上、前後することがあります。)

【 申請にあたっての注意事項 】

◆ 申請書の記載について

- ・ 記入にあたっては、6～30ページの「申請書記入例」及び「(別紙)記入上の注意」等をよく読んでください。
- ・ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印を押印してから余白に記入してください。
- ・ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還していただくこととなります。

◆ 給付金の使途について

- ・ 給付金は、生徒の授業料以外の教育費に使用してください。
- ・ 学校に納入しなければならない経費は、授業料以外にもありますので、未納のないようにしてください。

○家計急変世帯に該当する場合は、「山梨県私立高等学校等奨学給付金『家計急変世帯への支援』のご案内」をご覧ください。

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

必ず確認しチェックしてください。

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 400-8501	ふりがな	かい たろう
	甲府市丸の内1-6-1 TEL (055) 223-1322	申請者氏名	甲斐 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他()		

【1】記入が必要となる様式について

(次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1-3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。)

①	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。 ⇒ 様式1-2【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。 【高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ 様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	☐	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ ①に該当する高校生等：様式1-2【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	☐	いずれを選択してよいかわかりません。 ⇒ 様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

様式1-2(表)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かい いちろう	生年月日	昭和 平成	22年5月5日
氏名	甲斐 一郎			
在学する学校	学校の名称	〇〇〇〇高等学校		
		国立・公立・ 私立		
	学校の種類・課程・学科	高等学校(全日制)		
	学校の所在地	〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇〇〇		
在学期間	令和8年4月1日～			
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科
		～	年 月 日	在学中に給付金を受給した回数
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科
		～	年 月 日	在学中に給付金を受給した回数

記入上の注意を確認の
うえ、記入してください。

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☐ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※支給が未決定の場合は、【2】の代わりに【3】【4】を記入の上、必要書類を添付してください。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① ☐ 日本国② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ ☐ 特別永住者④ ☐ 永住者⑤ ☐ 日本人の配偶者等

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

⑥ ☐ 永住者の配偶者等⑦ ☐ 定住者

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

日本国に永住する
意思の有無☐ はい(あり)☐ いいえ(なし)⑧ ☐ 家族滞在

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

日本国の小学校
の卒業の有無等☐ 卒業した☐ 卒業していない

小学校名

所在地

都・道・府・県

日本国の中学校
の卒業の有無等☐ 卒業した☐ 卒業していない

中学校名

所在地

都・道・府・県

日本国で就労する
意思の有無☐ はい(あり)☐ いいえ(なし)⑨ ☐ 上記以外の在留資格
(留学等)

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの□にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐ 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、高等学校等就学支援金等の支給に関する情報の利用について同意します。 ※高等学校等就学支援金等に含まれる事業 ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)		
②	☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。		
③	☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。		
④	☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。		
⑤	☐ 以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。		
	以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当
	・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けてください。)

・4(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた ・4(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた	
⑤	☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑥	☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書。

- (2) 次の者の課税証明書等及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合）を提出します。

①	☒ 親権者（両親）2名分
②	☐ 親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐ 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下、同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※（2）及び（3）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けて

☒ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※必須項目

生活保護世帯以外の方は必ずチェックしてください。

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する口にレ印を付けてください。）

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

（2）次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合）を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

※（2）に該当する場合は、下記内容を確認の上、口にレ印を付けてください。

生活保護世帯以外の
方は必ずチェックして

☒ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。
※必須項目

※ 個人番号カードの写し等を提出する保護者等の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

（ふりがな） 氏 名	高校生等との 続 柄	（ふりがな） 氏 名	高校生等との 続 柄
かい たろう 甲斐 太郎	父	かい さくら 甲斐 さくら	母

※ 上記保護者等のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

山梨 都 道 府 県	〇 〇	市 区 町 村	山梨 都 道 府 県	〇 〇	市 区 町 村
------------	-----	---------	------------	-----	---------

記入上の注意

様式 1 - 2 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」、「⑮特定教育施設」の別を記入してください。

様式 1 - 2 【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は、次によって記入してください。

イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式 1 - 3 【1】保護者等の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により

親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと

された未成年後見人

⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。

ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入上の注意

様式 1 - 2 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

様式 1 - 2 【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は、次によって記入してください。

イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式 1 - 3 【1】保護者等の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により

親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと

された未成年後見人

⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カードの写し等）を提出してください。

ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。

ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

必ず確認しチェックしてください。

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 400-8501	ふりがな	かい たろう
	甲府市丸の内1-6-1 Tel (055) 223-1322	申請者氏名	甲斐 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 高校生等本人・その他()		

【1】記入が必要となる様式について

(次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1-3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。)

①	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。 ⇒ 様式1-2【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。 【高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ 様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	☐	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ ①に該当する高校生等：様式1-2【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	☐	いずれを選択してよいかわかりません。 ⇒ 様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

様式1-2 (表)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かい いちろう	生年月日	昭和 平成	22年	5月	5日
氏名	甲斐 一郎					
在学する学校	学校の名称	〇〇〇〇高等学校				
		国立・公立・ <u>私立</u>				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	〇〇 都道府県	〇〇 市区町村	〇〇〇〇		
	在学期間	令和8年 4月 1日 ~				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
		立	~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
		立	~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☐ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※支給が未決定の場合は、【2】の代わりに【3】【4】を記入の上、必要書類を添付してください。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐ 日本国
②	☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐ 特別永住者			
④	☐ 永住者			
⑤	☐ 日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日
⑥	☐ 永住者の配偶者等			
⑦	☐ 定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日
		日本国に永住する意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)	
⑧	☐ 家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日
		日本国の小学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない	
		小学校名		
		所在地	都・道・府・県	
		日本国の中学校の卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない	
		中学校名		
		所在地	都・道・府・県	
		日本国で就労する意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)	
⑨	☐ 上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

① ☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。

※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

② ☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。③ ☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。④ ☐ 以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。

以下のすべてに該当

かつ

以下のいずれかに該当

- ・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者
- ・国籍が「日本国以外」
- ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」

- ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の口にレ印を付けてください。)

- ・4(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・4(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

（2）次の者の課税証明書等及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合）を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
		親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	☐	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※必須項目

記入上の注意

様式 1 - 2 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧⑨⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」、「⑯特定教育施設」の別を記入してください。

様式 1 - 2 【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は、次によって記入してください。

イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式 1 - 3 【1】保護者等の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により

親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと

された未成年後見人

⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ （1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、（2）⑤及び⑥並びに（3）の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

（注） 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。

ニ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ （2）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書

山梨県知事 殿

山梨県私立高等学校等奨学給付金認定申請のため、個人番号を提出します。また、本給付金事務を処理するために令和 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。

令和 年 月 日

保護者等氏名

印

注）保護者等全員分を提出してください（保護者等が2名いる場合は2枚必要になります）。

個人番号確認書類	個人番号	※画像はイメージですので、名前等が異なります
	0 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1	※このカードを紛失された方は、お手続きですが、下記連絡先までご連絡ください。 〔お問い合わせ〕 個人番号カードコールセンター：0570-783-378（24時間受付）
	氏名	※このカードを紛失された方は、お手続きですが、下記連絡先までご連絡ください。 〔お問い合わせ〕 個人番号カードコールセンター：0570-783-378（24時間受付）
	甲斐 太郎	※このカードを紛失された方は、お手続きですが、下記連絡先までご連絡ください。 〔お問い合わせ〕 個人番号カードコールセンター：0570-783-378（24時間受付）
	生年月日	※このカードを紛失された方は、お手続きですが、下記連絡先までご連絡ください。 〔お問い合わせ〕 個人番号カードコールセンター：0570-783-378（24時間受付）
	昭和 平成 50年 7月10日	※このカードを紛失された方は、お手続きですが、下記連絡先までご連絡ください。 〔お問い合わせ〕 個人番号カードコールセンター：0570-783-378（24時間受付）
身元確認書類	※画像はイメージですので、名前等が異なります	
	※官公署発行・発給の写真付き証明書等の場合は1つ（運転免許証、旅券等） 官公庁発行の写真なし証明書等の場合は2つ（公的医療保険の被保険者証と年金手帳等） 詳細は裏面をご確認ください。	
備考		

注）①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号提出時の本人確認書類について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第16条により、個人番号の提供を受ける際には、なりすましを防止するため、本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認に当たっては、「個人番号確認」と「身元確認」の2つの確認を行う必要がありますので、次の(1)(2)両方の本人確認書類の提出をお願いします。

(1) 個人番号確認書類 (①～④のうち、いずれか1つ)

- ① 個人番号カード(裏面)
- ② 個人番号通知カード
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し(市町村発行の原本)
- ④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

<提出方法>

・①個人番号カード(裏面)又は②個人番号通知カードは、コピーを貼付台紙(第2号様式)

に貼り付けて提出してください。

・①個人番号カード(裏面)又は②個人番号通知カードのコピーが提出できない場合は、③個人番号が記載された住民票の写し(市町村発行の原本)又は④個人番号が記載された住民票記載事項証明書を、貼付台紙(第2号様式)と併せて提出してください。

(2) 身元確認書類 (①～③のうち、いずれか1つ)

- ① 個人番号カード(表面)
- ② 官公署発行・発給の写真付き証明書等 1つ (運転免許証、旅券等)
- ③ 官公庁発行の写真なし証明書等 2つ (公的医療保険の被保険者証と年金手帳等)

【参考】身元確認書類一覧

○官公署発行・発給の写真付き証明書等(上記②に該当。いずれか1つ提出)

「運転免許証」、「運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）」、「旅券」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「船員手帳」、「狩猟・空気銃所持許可証」、「電気工事士免状」、「宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)」、「無線従事者免許証」、「税理士証票」、「戦傷病者手帳」、「写真付き身分証明書」、「写真付き学生証」、「写真付き社員証」など

○官公庁発行の写真なし証明書等(上記③に該当。いずれか2つ提出)

「国民健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証」、「船員保険被保険者証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「介護保険被保険者証」、「健康保険日雇特例被保険者手帳」、「国家公務員共済組合組合員証」、「地方公務員共済組合組合員証」、「私立学校教職員共済制度の加入者証」、「国民年金手帳」、「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」、「生活保護受給者証」、「恩給の証書」、「印鑑登録証明書(※)」、「戸籍附票の写し(謄本もしくは抄本)(※)」、「住民票の写し(※)」、「住民票記載事項証明書(※)」、「身分証明書(写真なし)」、「学生証(写真なし)」、「社員証(写真なし)」など

<提出方法>

・それぞれコピーを貼付台紙(第2号様式)に貼り付けて提出してください。

・※については、市区町村から発行された日から6ヶ月以内の原本を、貼付台紙(第2号様式)と併せて提出してください。

第3号様式（表面）

口座振込依頼書

山梨県知事 殿

令和

必ず申請者（保護者等）の氏名を記入し押印してください。

必ず連絡がつく電話番号を記載して下さい

住 所	〒
申請者氏名	⑧
電 話 番 号	

山梨県高等学校等奨学給付金が認定された場合は、下記口座へ振り込んでください。

該当する項目にチェック ☒ してください。

- 下記の口座は、
- ☐ 新規に登録します。（または、昨年度の申請と異なる口座です。）
 - ☐ 昨年度に山梨県へ申請した口座と変更ありません。

注 意

- 1 給付金の受領口座は、申請者（保護者）本人名義の口座とすること
- 2 金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義等が確認できるもの（通帳の写し等）を裏面に貼付すること

振込先金融機関名	銀行 金庫 農協 組合								店 出張所 所 支店
金融機関コード					支店コード				
預貯金種別 (どちらかに○)	普通預金				当座預金				
口座番号 右詰で記入									
フリガナ									
口座名義人									

裏面に通帳（金融機関名・口座番号・口座名義等が分かるもの）貼付してください

(裏面)

通帳（金融機関名・口座番号・口座名義等が分かるもの）貼付欄

第4号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

委 任 状

私が支給を受ける山梨県高等学校等奨学給付金を授業料以外の教育に必要な経費に充てることについては、以下の高等学校の学校長に委任することを了承します。

生徒氏名

申請者氏名

(印)

〒

申請者住所

1号様式(申請書)の申請者
と同じ申請者を記入して押
印してください。

委任先の
学校名

高等学校

委任先の 学校名	高等学校
-------------	------

第5号様式

在学証明書

下記の者は、令和 年7月1日現在、当高等学校に在学していることを証明します。

氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日			
学 年		課 程 (該当するものに○)	全日制 定時制 通信制	
高等学校等就学支援金の受給権		☐ あり ☐ なし		

令和 年 月 日

高等学校
学校長

印

(注) 既存の在学証明書の様式でも可能。

令和 年 月 日

扶 養 誓 約 書

山梨県知事 殿

扶養者住所：
扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

□この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

①被扶養者氏名	
①被扶養者との続柄（注）	
②被扶養者氏名	
②被扶養者との続柄（注）	
③被扶養者氏名	
③被扶養者との続柄（注）	

（注）扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

別 紙

※高校生等本人の個人番号カードの写し又は「生活保護受給証明書」等により、認定基準日現在の高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

市福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校就学費)の受給中であることを証明する

世帯主氏名	住 所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 (例)高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			
		担当課名 連絡先	

様式 1 (家計急変)

家 計 急 変 に よ る 申 請 理 由 書

令和 年 月 日

申請者氏名

対象となる高校生等氏名

在学する学校名

下記の理由により、高校生等奨学給付金受給(家計急変)を申請します。

【申請理由】

(定年退職等、事前に予想できる場合の収入の減少は支給の対象とはなりません。)

例1	会社員等	取引先企業の倒産により勤務する会社の業績が悪化し、今後1年間の年収見込みが「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当するため。
例2	自営業	取引先企業倒産の影響により経営している事業の縮小、閉鎖を余儀なくされ、今後1年間の年収見込みが「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当するため。
□		(具体的な申請理由を記入してください。)

※特に申し述べたい理由等がある場合は下記に記入してください。

年間収支見込計算書(個人事業主の方のみ提出)

住所 _____

名前 _____ 印

令和 年 月 ~ 令和 年 月分

※ 1年間の所得見込を換算して記入してください。

		科目	金 額 (円)
収入	①	売上金額	
	②	その他の収入	
	③	収入合計(①+②)	
売上原価	④	期首商品棚卸高	
	⑤	仕入金額	
	⑥	期末商品棚卸高	
	⑦	売上原価(④+⑤-⑥)	
経費	a	給料工賃	
	b	外注工賃	
	c	減価償却費	
	d	貸倒金	
	e	地代家賃	
	f	利子割引料	
	g	租税公課	
	h	荷造運賃	
	i	水道光熱費	
	j	旅費交通費	
	k	通信費	
	l	広告宣伝費	
	m	接待交際費	
	n	損害保険料	
	o	修繕費	
	p	消耗品費	
	q	福利厚生費	
	r	雑費	
	s	その他の経費	
	⑧	経費計(a~sまでの計)	
所得	⑨	所得金額(③-⑦-⑧)	

年間収支見込計算（月別内訳）

住所 _____ 印
氏名 _____

令和 年 月 ～ 令和 年 月分 ※1年間の所得見込を換算して記入してください。

科目		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年間合計
		金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
収入	① 売上金額												
	② その他の収入												
	③ 収入合計(①+②)												
売上 原価	④ 棚卸商品増加額												
	⑤ 仕入金額												
	⑥ 期末商品棚卸高												
	⑦ 売上原価(④+⑤-⑥)												
	a 給料工賃												
経費	b 外注工賃												
	c 減価償却費												
	d 賃借金												
	e 地代家賃												
	f 利子割引料												
	g 租税公課												
	h 荷造運賃												
	i 水道光熱費												
	j 旅費交通費												
	k 通信費												
	l 広告宣伝費												
	m 接待交際費												
	n 搬運保険料												
	o 修繕費												
	p 消耗品費												
	q 福利厚生費												
所得	r 雑費												
	s その他の経費												
	⑧ 経費計(a～sまでの計)												
所得	⑨ 所得金額(③-⑧)												

【提出先・問い合わせ先】

山梨県総合県民支援局まなび支援課私学振興担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL 055-223-1322 FAX 055-223-1516